

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成20年1月18日

兵庫県知事 井戸敏三

1 (1) 申請のあった年月日 平成19年12月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人リズムの森

イ 代表者の氏名 和同義雄

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市垂水区舞子坂2丁目5番24号

エ 定款に記載された目的

この法人は、国内において子どもたちを含めた一般市民に、クラシック音楽を含めた上質な音楽を提供するとともに、活躍の機会の少ない才能ある音楽家に対して、活動の場を創出することにより、神戸を中心とした地域の文化の発展に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請のあった年月日 平成19年12月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人あさざり

イ 代表者の氏名 山本 蔚

ウ 主たる事務所の所在地 佐用郡佐用町佐用169番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、生活支援及び社会参画促進に関する事業を行い、障害者福祉の増進とすべての人々が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請のあった年月日 平成19年12月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人宝塚西谷里山クラブ

イ 代表者の氏名 井ノ上 均

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市下佐曾利字福本16番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、豊かな自然環境が残る西谷地域の里山を次世代に引き継ぐとともに、同地域の活性化を図るため、里地里山の環境保全事業、里地里山を活用した環境学習事業、遊休農地等の活用事業、炭焼き窯の活用事業等を行い、すべての人が自然と共生することの大切さを考え、生き生きと暮らせる持続可能な循環型社会の実現に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請のあった年月日 平成19年12月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人アゲイン

イ 代表者の氏名 山内 雄三

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市西区岩岡町印路708番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、ニート・引きこもりの人とその家族に対して、相談や支援及び地域住民との交流事業、並びにドメスティック・バイオレンスに対するコンサルティング事業を行い、様々な活動を通して青少年の成長と自立を促し、彼らが夢と希望をもち、自分らしく生きていける健全で活気のある社会と平和で健康に生活できる家庭の実現に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請のあった年月日 平成19年12月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ふれあい涙気の会

イ 代表者の氏名 松原 関夫

ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市宮ノ前1丁目1番10号

エ 定款に記載された目的

この法人は、少子高齢社会において、高齢者をはじめとする全ての市民が、地域社会の中で、心身ともに健康にして長寿を謳歌できるよう、市民向け健康体操の実施、健康づくり指導者の育成、健康づくりのための調査・研究・啓発等各種の健康づくり事業を展開することにより、市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

6 (1) 申請のあった年月日 平成19年12月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人フォルマーレ伊丹

イ 代表者の氏名 奥 本 正

ウ 主たる事務所の所在地 三田市弥生が丘2丁目8番地6

エ 定款に記載された目的

この法人は、フットボールを志す青少年を対象としたフットボールクラブの運営とともに、フットボール普及と指導者育成に関する事業を行い、フットボールの普及振興と青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

7 (1) 申請のあった年月日 平成19年12月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ここからつながるスポーツ地球家族

イ 代表者の氏名 内 藤 潤

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市垂水区平磯4丁目1番4-1301号

エ 定款に記載された目的

この法人は、子どもからシニアまでの人たちに対して、体育・徳育・食育研究やスポーツ教育など健全なこころとからだづくりに関する事業を行い、健全な人間育成、健全な家庭建設、明るい社会づくりに寄与することを目的とする。

8 (1) 申請のあった年月日 平成19年12月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人かさい菜の花育てる会

イ 代表者の氏名 藤 田 孝

ウ 主たる事務所の所在地 加西市北条町東南84番地の5

エ 定款に記載された目的

この法人は、北播磨地域において菜種の栽培・搾油及び廃食油の再利用に関する事業を行い、市民1人ひとりが環境にやさしいライフスタイルを実践して持続可能な資源循環型社会の創造に寄与することを目的とする。

9 (1) 申請のあった年月日 平成19年12月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人芦屋市国際交流協会

イ 代表者の氏名 稲 鍵 雄 康

ウ 主たる事務所の所在地 芦屋市六麓荘町18番8号

エ 定款に記載された目的

この法人は、芦屋市を中心とした兵庫県に住む外国人を支援し、日本人と世界各国の人たちとの交流を深めるために、語学教室、在住外国人の日常生活支援、国際親善交流事業開催、及び国際交流に関する調査研究・情報提供事業を行うとともに、国際交流関係団体の支援事業等を行い、地球上のすべての人たちが文化や価値観の違いを認めて尊重しあい、みんなが家族であるという意識を共有する社会を創造することを目的とする。

10 (1) 申請のあった年月日 平成19年12月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人兵庫キャリア・コンサルティング協会

イ 代表者の氏名 津 田 昭 廣

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市三反田町2丁目7-35

エ 定款に記載された目的

この法人は、若年層・求職者に対して就業・起業支援、就業者に対して人材育成・能力開発支援等に関する事業を行い、一人ひとりが創造性を発揮し、幸福に生活できる社会の実現と共に、地域活性化に寄与する

ことを目的とする。

11 (1) 申請のあった年月日 平成19年12月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ドリーム&YUME作業所

イ 代表者の氏名 小出美子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市兵庫区湊川町3丁目5番6号グリーンノート湊川102号室

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、生活支援及び社会参画促進に関する事業を行うとともに、障害者と地域住民に対して、交流の場づくりに関する事業を行い、障害者の日常生活指導や訓練、また軽作業を通じて生き甲斐のある安心して働ける職場づくりとすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会作りの実現に寄与することを目的とする。

12 (1) 申請のあった年月日 平成19年12月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人余田地域資源保全の会

イ 代表者の氏名 荻野一吉

ウ 主たる事務所の所在地 丹波市市島町上竹田180番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域の住民に対して、地域資源の保全と有効活用に関する事業、並びに地域の製品の普及事業を行い、農林業を主とする地域の活性化と環境の保全・向上に寄与することを目的とする。

13 (1) 申請のあった年月日 平成19年12月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人西宮市シニアライフ協会

イ 代表者の氏名 高野武志

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市津門川町2番28号西宮市福祉会館

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域住民とりわけ高齢者に対して、保健及び福祉の向上に関する事業として高齢者の介護予防・健康づくりに関する事業を行うとともに、高齢世帯等への安全・見守りのための訪問と子どもの安全のための見守り事業を行い、高齢者及び市民が安心して暮らせる地域社会の創設に寄与することを目的とする。

14 (1) 申請のあった年月日 平成19年12月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ライフインジャパン

イ 代表者の氏名 杉田大輔

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市兵庫区西出町1丁目1番8号

エ 定款に記載された目的

この法人は、在日・来日の外国人に対して、情報提供、外国人ネットワークの構築に関する事業を行い、生活全般に係る援助と支援により、在日・来日の外国人が安全かつ安心して暮らしてゆける地域社会の実現に寄与すると共に、地域的特性をいかした国際交流活動を推進することにより、市民レベルの相互理解の増進と友好親善の促進を図り、国際化社会の創造に寄与することを目的とする。

15 (1) 申請のあった年月日 平成19年12月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人サプライズ

イ 代表者の氏名 岩永清滋

ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市昆陽南1丁目7番9-102号

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域で当たり前暮らしていくことを目指して行動する障害者を支援するとともに、それを受容れ可能となる社会になるように提言や情報提供などの各種の働きかけを行うことによって、共に生きる地域づくりに寄与することを目的とする。

16 (1) 申請のあった年月日 平成19年12月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人神戸ライトハウス

イ 代表者の氏名 太田勝美

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区旭通5丁目3番4号4F

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して生活支援及び社会参画促進に関する事業を行い、障害者の自立のための支援活動や訓練、及び交流活動を通じて生きがいのある生活環境作りと心豊かに暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

17 (1) 申請のあった年月日 平成19年12月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人いちばん星

イ 代表者の氏名 細川 秀夫

ウ 主たる事務所の所在地 南あわじ市市福永572番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域の障害者等に対して、生活支援及び社会参画促進に関する事業を行うとともに、精神保健福祉に関する啓発事業を行うことにより、障害者が地域社会に参加する機会を増やし、誰もが自分らしく、いきいきと暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

18 (1) 申請のあった年月日 平成19年12月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人神戸気楽苑

イ 代表者の氏名 黒瀬 忠義

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市西区月が丘2丁目17番地の2

エ 定款に記載された目的

この法人は、身体障がい者や高齢者に対して相互の交流や社会参加促進に関する事業を行うとともに、見守りパトロール事業を行い、身体障がい者や高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ちながら安心して生き生きと暮らしていける社会の実現に寄与することを目的とする。

19 (1) 申請のあった年月日 平成19年12月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人KOBE GROOVE CRADLE

イ 代表者の氏名 橋長 達

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区磯上通三丁目302-1

エ 定款に記載された目的

この法人は、主に神戸の大学・専門学校の学生等に対して、「自ら考えて行動する（生きる）力を備えた人材育成」に関する事業を行い、学生のヒューマンパワーを養成し、若者一人ひとりが働く喜びを感じられる地域社会の創造と、地域の経済活動活性化と発展に寄与することを目的とする。

20 (1) 申請のあった年月日 平成19年12月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人三木スポーツクラブ

イ 代表者の氏名 立山 雄一郎

ウ 主たる事務所の所在地 三木市緑が丘町中三丁目8番地の4

エ 定款に記載された目的

この法人は、サッカー等のスポーツの普及振興事業を通して体力・運動能力の向上と健全な心身の育成を図ると共に、子どもから大人まで幅広い年代の人たちの交流を深めることにより、心豊かな地域社会の創造に寄与することを目的とする。

21 (1) 申請のあった年月日 平成19年12月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人宍粟市手をつなぐ育成会

イ 代表者の氏名 永峰 榮次

ウ 主たる事務所の所在地 宍粟市山崎町五十波尾崎390番地1

エ 定款に記載された目的

この法人は、さまざまな障がいのある人たちとその家族に対して、地域の中で自立・共生・安心の暮らしができるよう支援事業を行い、地域社会の活性化を図るとともに、障がい者自身が積極的に社会参加し達成感のある暮らしを営むことのできる社会の構築に寄与することを目的とする。

22 (1) 申請のあった年月日 平成19年12月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人子どものみらい尼崎
イ 代表者の氏名 濱田 格子
ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市南武庫之荘1丁目10番23-103号
エ 定款に記載された目的

この法人は、尼崎地域住民に対して、子育ての孤立化を防ぐための居場所づくり事業や、住民どうしのつながりの中で親だけでなく子どもも自ら学び、考え、選択する学習機会の提供を行うとともに、子どもや親だけでなく地域の人々への支援も通じて、子どもが健やかに育つ、男女共同参画による心豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。

23 (1) 申請のあった年月日 平成19年12月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人山頭火頭彰キンダーの会
イ 代表者の氏名 北野 喜久雄
ウ 主たる事務所の所在地 高砂市伊保3丁目4番8号
エ 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、「播州山頭火句碑の園」の管理・運営に関する事業を行うと共に、俳句に親しみ地域文化に根ざしたこころ豊かな人間環境の醸成に関する事業を行い、芸術文化の振興及び子どもの健全な育成を図り、まちづくりの推進に寄与することを目的とする。

24 (1) 申請のあった年月日 平成19年12月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人明るい社会づくり運動ひょうご
イ 代表者の氏名 加藤 隆久
ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区布引町2丁目4番10号新布引ビル4階
エ 定款に記載された目的

この法人は、地域及び地域住民に対して、感謝・協調・奉仕の精神を基盤にして、あらゆる人々の思いやりの心(善意)を呼び起こし、助け合い、補い合い、手を携えて、平和で生きがいのある健全な社会づくりに貢献する「明るい社会づくり運動」を推進するとともに、この運動の理念と精神を、永年にわたって、地域から世界に向けて発信と普及啓発する事業を行い、地域社会と世界の平和の実現に寄与することを目的とする。

~~~~~

## 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成20年1月18日

兵庫県知事 井戸敏三

1 (1) 申請のあった年月日 平成19年12月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人新開地まちづくりエヌピーオー

イ 代表者の氏名 高 四 代

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市兵庫区新開地3丁目3番11号

エ 定款に記載された目的

この法人は、そこに住み、働き、訪れるすべての市民にとって、安全で、活力と文化的な魅力を備えるまちづくりにむけて、文化・芸能のまちとしての新開地周辺地区の人的・文化的ストックを活かしながら、幅広く市民や芸術家がともに主体的に参加して、まちづくり及び地域振興と文化・芸術の振興を図るための事業を一体的に行うことによって、真に地域に根ざした都市再生と文化・芸術の創造に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請のあった年月日 平成19年12月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人たまり場

イ 代表者の氏名 中 村 賢一郎

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市大森町12番5号

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、地域パトロール事業を始めとして、地域住民間の交流事業及び介護保険事業を行なうことを通じて、地域の良好なコミュニティーを促進し、安全かつ安心で明るく生きがいの持てる地域社会の構築に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請のあった年月日 平成19年12月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人芦屋サッカークラブ

イ 代表者の氏名 西 田 俊 一

ウ 主たる事務所の所在地 芦屋市若葉町4番2-1023号

エ 定款に記載された目的

この法人は、芦屋市及び近隣市町の市民に対して、サッカー教室の開催、世代別のサッカー指導及びサッカーフェスティバルの開催に関する事業を行い、スポーツ振興に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請のあった年月日 平成19年12月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ゆうネット

イ 代表者の氏名 中 田 久美子

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市津門呉羽町7番7号

エ 定款に記載された目的

この法人は、阪神地区の知的障害を持つ人々に対して、生活支援や自立支援など福祉に関する事業活動とともに、経済的、社会的自立にむけての就労支援事業を通じて、企業、関係機関や地域の方々との連携を図ることにより、障害をもつ方々が住み慣れたまちで安心して暮らせるまちづくりや地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請のあった年月日 平成19年12月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人日本腹膜透析研究会

イ 代表者の氏名 内藤 秀宗

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区生田町1丁目4番20号新神戸ビルディング302

エ 定款に記載された目的

この法人は、広く国民に対して腎不全や腹膜透析療法に関する診療・研究の進歩、発展、ならびに普及に関する事業を行い医学医療の増進並びに学術文化の発展と国民の福祉に寄与することを目的とする。

#### 学校法人に対する解散命令

次の学校法人は、私立学校法（昭和24年法律第270号。以下「法」という。）第64条第5項において準用する法第25条第1項に違反し、他の方法により監督の目的を達することができないため、法第64条第5項において準用する法第62条第1項の規定により、平成19年12月20日に解散を命じた。

平成20年1月18日

兵庫県知事 井戸 敏三

| 名 称            | 代 表 者    | 主たる事務所の所在地  |
|----------------|----------|-------------|
| 学校法人ナビック国際カレッジ | 理事長 平井 弘 | 西宮市松原町2番11号 |

#### 環境影響評価に関する公聴会の開催等

環境影響評価に関する知事意見の形成等に関する要綱第4条第2項の規定に基づき、公聴会を次のとおり開催する。

平成20年1月18日

兵庫県知事 井戸 敏三

##### 1 日時、場所等

案件名 神戸国際港都建設計画道路1.3.6号大阪湾岸線西伸線に係る環境影響評価準備書

日 時 平成20年2月10日（日）午前10時から

場 所 兵庫県私学会館 大ホール

（神戸市中央区北長狭通4丁目3-13 電話（078）331-6623）

##### 2 公述申出書提出締切日 平成20年1月29日（火）

##### 3 公述の申出

公聴会に出席して環境の保全と創造の見地から意見の陳述をしようとする者（神戸市内に住所を有する人及び利害関係人に限る。）は、上記の公述申出書提出締切日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名、年齢及び職業を記載した兵庫県知事あての書面を兵庫県健康生活部環境政策局環境影響評価課（〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）に提出すること。

##### 4 公聴会に関する問い合わせ先

兵庫県健康生活部環境政策局環境影響評価課審査係

（電話（078）341-7711 内線 3331 ファクシミリ（078）362-3069）

#### 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成20年1月18日

東播磨県民局長 大鳥 裕士

##### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ジョーシン加古川別府店

所在地 加古川市別府町新野辺字六反田440-1ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 上新電機株式会社  
 代表者の氏名 土井 栄次  
 住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 氏名又は名称 上新電機株式会社  
 法人の代表者の氏名 土井 栄次  
 住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成20年8月22日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 2,872平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の収容台数  
 124台
- (2) 駐輪場の収容台数  
 64台
- (3) 荷さばき施設の面積  
 50平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
 14.1立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者の氏名 | 開店時刻 | 閉店時刻    |
|------------|------|---------|
| 上新電機株式会社   | 午前9時 | 午後9時30分 |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 午前8時30分から午後10時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
 入口1箇所、出口1箇所、出入口1箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
 平成19年12月21日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所  
 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び東播磨県民局県土整備部まちづくり課
- (2) 縦覧期間  
 平成20年1月18日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先  
 提出期限 平成20年5月19日  
 提出先 東播磨県民局県土整備部まちづくり課  
 〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新



設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成20年1月18日

中播磨県民局長 原 田 彰

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 マックスバリュ城北店  
所在地 姫路市城北本町18-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 マックスバリュ西日本株式会社  
代表者の氏名 藤 本 昭  
住所 姫路市北条口四丁目4番地
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
氏名又は名称 マックスバリュ西日本株式会社  
法人の代表者の氏名 藤 本 昭  
住所 姫路市北条口四丁目4番地
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成20年8月15日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,104平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
89台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
50台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
24平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
30.2立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前7時  
閉店時刻 翌午前0時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前6時30分から翌午前0時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
入口2箇所、出口2箇所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
平成19年12月14日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び中播磨県民局県土整備部まちづくり課
  - (2) 縦覧期間  
平成20年1月15日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先  
提出期限 平成20年5月15日

提出先 中播磨県民局県土整備部まちづくり課  
〒670-0947 姫路市北条一丁目98番地

#### 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成20年1月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 赤とんぼ広場ショッピングセンター  
所在地 たつの市龍野町堂本260-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 代表者の氏名 住所  
株式会社ダイエー 西見 徹 神戸市中央区港島中町四丁目1番1  
株式会社イチケン 上塚 一也 神戸市中央区浜辺通二丁目1番30号
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
名称 株式会社ダイエー  
代表者の氏名 高木 邦夫  
住所 神戸市中央区港島中町四丁目1番1
    - イ 変更後  
名称 株式会社ダイエー  
代表者の氏名 西見 徹  
住所 神戸市中央区港島中町四丁目1番1
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
名称 株式会社ダイエー  
代表者の氏名 高木 邦夫  
住所 神戸市中央区港島中町四丁目1番1  
他26者
    - イ 変更後  
名称 株式会社ダイエー  
代表者の氏名 西見 徹  
住所 神戸市中央区港島中町四丁目1番1  
他25者
- 4 変更年月日
  - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成18年10月6日
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成18年10月6日ほか
- 5 届出年月日  
平成19年12月26日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び西播磨県民局県土整備部まちづくり課

## (2) 縦覧期間

平成20年1月18日から4月間

## 7 意見書の提出期限及び提出先

提出期限 平成20年5月19日

提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

## 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成20年1月18日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 加古川ショッピングデパート

所在地 加古川市平岡町新在家615-1

## 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 名称          | 代表者の氏名 | 住所               |
|-------------|--------|------------------|
| 加古川商工開発株式会社 | 橋本 忠明  | 加古川市加古川町粟津26-2   |
| みずほ信託銀行株式会社 | 池田 輝彦  | 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 |

## 3 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

## ア 変更前

| 小売業者の氏名又は名称 | 開店時刻 | 閉店時刻  |
|-------------|------|-------|
| 株式会社マイカル    | 午前9時 | 午後10時 |
| 他45者        | 午後9時 | 午後10時 |

## イ 変更後

| 小売業者の氏名又は名称 | 開店時刻                            | 閉店時刻 |
|-------------|---------------------------------|------|
| 株式会社マイカル    | 午前9時<br>ただし、一年のうち<br>31日間は午前8時。 | 変更なし |
| 他29者        | 変更なし                            | 変更なし |

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

## ア 変更前

午前8時30分から翌午前1時まで

## イ 変更後

午前8時30分から翌午前1時まで

ただし、一年のうち31日間は、午前7時30分から翌午前1時まで。

## 4 変更年月日

- 平成19年12月29日
- 5 届出年月日  
平成19年12月26日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び東播磨県民局県土整備部まちづくり課
- (2) 縦覧期間  
平成20年1月18日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先  
提出期限 平成20年5月19日  
提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

### 教育委員会公告

#### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。  
平成20年1月18日

契約担当者

兵庫県立神戸商業高等学校長 田畑勝茂

#### 1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量  
教育用コンピューター一式（賃貸借）
- (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 契約期間  
平成20年3月26日（水）から平成25年3月25日（月）まで（5年間）
- (4) 設置場所  
県立神戸商業高等学校（仕様書のとおり）
- (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 本公告の物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (4) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、和議法（大正11年法律第72号）に基づく和議開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

#### 3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒655-0038 神戸市垂水区星陵台4-3-1  
兵庫県立神戸商業高等学校 担当 中野  
電話 (078) 707-6464

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成20年1月18日(金)から同年2月1日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 入札説明会の日時及び場所  
平成20年2月7日(木) 午後1時30分 県立神戸商業高等学校 会議室
- (4) 入札・開札の日時及び場所  
平成20年3月4日(火) 午後1時30分 県立神戸商業高等学校 会議室
- (5) 入札書の提出期限  
(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成20年3月3日(月)午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

#### 4 入札者に求められる義務

- (1) この一般競争に参加を希望する者は、入札しようとする物品について、次により書類を持参し、事前に協議すること。
  - ア 受付期間  
平成20年1月21日(月)から同年2月19日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)、毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
  - イ 受付場所 前記3(1)に同じ。
  - ウ 提出書類 機器内訳書及びカタログ等の仕様がわかるもの。
  - エ 協議結果 平成20年2月26日(火)に入札者に通知する。
- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)エにより承認された物品で入札すること。

#### 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
契約希望金額(入札書記載金額に契約期間60箇月を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成20年2月29日(金)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県立神戸商業高等学校を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金  
全額免除する。
- (4) 入札に関する条件
  - ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参、郵送等を行うこと。
  - イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成20年3月中旬)までであること。
  - ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
  - エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
  - オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
  - カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
  - キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
  - ク 入札金額は、上記1(1)の物品の1箇月当たりの賃貸借料(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity :

Katushige Tabata, Principal of Kobe Commercial Senior High School, Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased :

Educational Computer System 1 set

(3) Lease period : From March 26, 2008 through March 25, 2013

(4) Lease place :

Hyogo Prefectural Kobe Commercial Senior High School

(5) Deadline for the submission of tender application forms :

16:00 February 1, 2008

(6) Deadline for tender :

13:30 March 4, 2008 by direct delivery;

17:00 March 3, 2008 by mail

(7) Person to contact concerning the notice :

Mr. Takuya Nakano, Kobe Commercial Senior High School, Administrative Office

4-3-1 Seiryoudai, Tarumi-ku, Kobe, Hyogo 655-0038

TEL (078) 707-6464

警察本部公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成20年1月18日

契約担当者

兵庫県警察本部長 太田裕之

1 調達内容

(1) 件名及び数量

兵庫県警察本部庁舎電気供給 予定電力量 6,698,000kwh/年

(2) 購入物品等の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書及び仕様書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期間

平成20年4月1日から平成23年3月31日

(4) 納入場所

兵庫県警察本部庁舎

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、和議法（大正11年法律第72号）に基づく和議開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者の届出を行っている者（以下「電気事業者」という。）であること。
- (6) 当該電気事業者の発電に際しての平成18年度の全電源平均の二酸化炭素の排出量の程度を示す係数が0.555kg-CO<sub>2</sub>/kwhを下回ること。なお、当該電気事業者に係るこの係数は、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号）第10条第2項の規定に基づき公表された係数によるものとする。

3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号  
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 田中  
電話 (078) 341-7441 内線 2257
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成20年1月18日（金）から同年2月1日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後0時45分までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所  
平成20年2月29日（金）午前11時00分 兵庫県警察本部 別館8階会議室
- (4) 入札書の提出期限  
(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、平成20年2月28日（木）午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成20年2月27日（水）午後1時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

## (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争に参加を希望する者は、電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者の届出者であることを証明する書類を平成20年2月1日（金）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

## (5) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送すること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時まで提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成20年4月1日）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、上記1(1)の件名の3年間の金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

## (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (7) 契約書作成の要否

要作成

## (8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

## (1) Name and title of head of the procuring entity :

Hiroyuki Ota, Director of Hyogo Prefectural Police H. Q.

## (2) Nature and quantity of the products to be purchased :

Electricity Hyogo Prefectural Police H. Q. Building

Estimated electricity 6,698,000kwh/year

## (3) Delivery period :

From April 1, 2008 through March 31, 2011

## (4) Delivery place :

Hyogo Prefectural Police H. Q. Building

## (5) Deadline for the submission of tender application forms :

17:00 February 1, 2008

## (6) Deadline for tender :

17:00 February 28, 2008 by mail ;



11:00 February 29, 2008 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice :

Mr. Tanaka, Facilities section, Accountant Division, Hyogo Prefectural Police H. Q.  
4-1, Shimoyamate-dori 5-chome, Chuo-ku, Kobe 650-8510  
TEL. (078) 341-7441 Ext. 2257

~~~~~  
入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成20年1月18日

契約担当者

兵庫県警察本部長 太田 裕之

1 委託内容

(1) 業務件名

兵庫県警察本部庁舎清掃委託

(2) 仕様

契約担当者が示す仕様書のとおり

(3) 履行期間

平成20年4月1日から平成23年3月31日

(4) 履行場所

兵庫県警察本部庁舎

(5) 入札方法

上記(1)の業務について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 県の指名停止基準に基づく暴力団又は暴力団関連企業でないこと。

(5) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続開始の申立て、和議法(大正11年法律第72号)に基づく和議開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(6) 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(昭和45年法律第20号)に基づき、清掃業又は総合管理業の登録をしているもの。ただし、契約年度途中に上記登録の登録有効期限が切れる場合は、申込者において必要となる登録更新手続きを執ることを条件とする。

(7) 一契約の請負床面積が17,000㎡以上となる同種の清掃業務を過去2年間に12ヶ月以上継続した実績がある者であること。

3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 田中

電話 (078) 341-7441 内線 2257

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成20年1月18日(金)から平成20年2月1日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
毎日午前10時から午後5時まで(正午から午後0時45分までを除く。)

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成20年3月3日(月)午前11時00分 兵庫県警察本部 別館8階会議室

(4) 入札書の提出期限

(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、平成20年2月29日(金)午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成20年2月28日(木)午後1時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した委託業務を履行できることを証明する資料等を平成20年2月1日(金)までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送すること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成20年4月1日)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、上記1(1)の業務の3年間の委託料(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵

庫県規則第31号) 第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity :

Hiroyuki Ota, Director of Hyogo Prefectural Police H. Q.

(2) Entrust Business :

Cleaning of Hyogo Prefecture Police head office

(3) Term of a contract :

From April 1, 2008 through March 31, 2011

(4) Fulfillment places :

Police H. Q. and Police Stations in Hyogo Prefecture

(5) Deadline for the submission of tender application forms :

17:00 February 1, 2008

(6) Deadline for tender :

17:00 February 29, 2008 by mail ;

11:00 March 3, 2008 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice :

Mr. Tanaka, Facilities section, Accountant Division, Hyogo Prefectural Police H. Q.

4-1, Shimoyamate-dori 5-chome, Chuo-ku, Kobe 650-8510

TEL. (078) 341-7441 Ext. 2257